

# 令和3年度浜松市障害福祉サービス事業者等改善指導基準

障害福祉サービス事業者等への指導における改善指導の基準は次のとおりとする。

## 1 書面指導、実地指導とも同一の基準とする。

改善指導の基準は、書面指導、実地指導で差を設けず、同一とする。

## 2 法令、指定基準（関係通知を含む）に違反しているものは、改善指導とする。

指定基準を満たしていない場合、指定基準に沿った運営がなされていない場合等、指定基準に違反しているものは改善指導とする。

ただし、軽微な基準違反(注)については、助言指導でも差し支えないものとする。

(注) 「軽微な基準違反」とは、①違反の程度が小さいもの、②比較的軽微な事項に関するものであり、具体例としては次の事項が考えられる。

内 容	具体的な事例	指摘の区分
契約書・重要事項 説明書	✓利用者を取り交わしていない	改善指導
	✓事業者又は利用者の印が押印されていない ✓契約書にそれぞれ手書きで加えるところ（日付など）の記載漏れが何点か見られる ✓誤字・脱字	その場での指導とする
運営規程	✓厚生労働省令に規定する事項が定められていない	改善指導
	✓規程の内容及び書きぶりに不備な点がある	助言指導
	✓規程の内容がわかりにくい点がある	その場での指導とする
変更届	✓変更届提出に該当する事由が発生しているのに届けがされていない（その事由の発生が実地指導の直前の場合を除く）	改善指導
	✓提出期限（事由発生から10日以内）までに市に届けをしなかった場合	その場での指導とする

## 3 当該年度の重点指導事項に関するものは、改善指導とする。

重点指導事項は、障害福祉サービスの円滑な提供のため基準どおりの運営を必要とするものであるため、原則として改善指導とし、是正、改善を求めるものとする。

## 4 介護給付費等の返還を伴うものについては、改善指導とする。

確実な返還を担保するため、改善指導とする。

5 利用者負担で不適正な徴収があるものについては、改善指導とする。

利用者負担額の適正な受領は、制度の信頼に関わるものであるため、不適正なものがあれば、改善指導とする。

6 人権擁護に関するもの、苦情処理に関するものについては、原則として改善指導とする。

7 前回助言指導したもので改善が認められない場合は、改善指導とする。

前回の指示が改善されないものは、確実な改善を促すため改善指導とするが、軽微なものや指定基準等に根拠がないもの等については、再度助言指導で差し支えないものとする。

8 その他、重大な事項と認められる場合は、改善指導とする。